

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

## 第6回 総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年7月24日（火）15:00~17:00

2. 場所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、河野栄子、神田秀樹、

佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、松下副大臣、渡辺大臣政務官

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、竹内審議官、磯部審議官、

吉原事務室長、長屋事務室次長

4. 議事次第

（1） 中間とりまとめ案審議

（2） その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、ただいまから「総合規制改革会議」第6回会議を始めさせていただきます。本日も、石原大臣始め、松下副大臣、渡辺大臣政務官の御出席をいただいております。御多忙のところ、ありがとうございます。

本日は、八田委員が御欠席です。神田委員、高原委員がちょっと遅参されるということでございます。

それでは、審議に入らせていただきます。本日は、お手元の案分を最終的に御確認いただき、当会議の中間とりまとめとして決定いたしたいということでございます。

まず「総論」についてでございますが、前回の会議で委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて修正しております。会議以降、事務局には特段の御意見は寄せられなかったということがございますので、本日は修正箇所について御確認をいただきたいということでございます。

タイトルにつきましては「重点6分野に関する中間とりまとめ」としております。今回

のとりまとめが、重点分野についてとりまとめたものであり、当会議の中間的な検討状況を整理したということで、直截に表現した方がわかりやすいのではないかというふうに考えまして、このようなタイトルさせていただきたいと思っております。

それでは、案分の最終的な御確認をいただきたいと存じます。「総論」「各論」とともに、前回の会議におきまして、私と議長代理、そして各分野のワーキンググループの主査の方方にとりまとめの御一任をいただいたところでございます。まず、前回の案文章からの修正点を簡単に事務局から御説明をしていただきまして、「各論」につきましては、関係省庁と最終的な折衝をし、修正を行ったものをお配りしております。それでは「総論」から「各論」につきまして一括、吉原室長から御説明をお願いしたいと思います。

○吉原室長 それでは、お手元の「資料1」でございますけれども、御説明したいと思います。まず、第1ページからでございますけれども、一番下のパラグラフのところに「ルールの遵守やサービスの質の確保等の監視体制」というのがございます。ここは、先回神田委員から、単に監視体制と書いただけでは、意味が不明であるという御指摘をいただきましたので、付け加えた部分でございます。

2ページ一番上のパラグラフでございますけれども、2行目辺り「公的主体の行っている業務について、可能な限り民間事業者が主体的に担い得るよう」という部分でございます。前のバージョンでは民間への流れ等々という表現になっておりましたが、この辺も神田委員からの御指摘で、わかりやすく改めたわけでございます。

2ページ目の一番下でございますけれども、下から3行目当たり「需要者たる生活者との間で、有する情報に質・量共に格差があることを踏まえ」というところで、これは以前情報の非対称性というふうな言い方をしておりましたけれども、奥谷委員の御指摘を踏まえまして、直したところでございます。

3ページでございますけれども「都市再生」の問題でございますが、以前は喫緊の課題ということで、ここは別立てをしておりましたけれども、村山委員の御指摘もございまして、ほかのものとの横並びを強めた形で書き直させていただいておるわけでございます。

「総論」の部分は以上でございます。引き続き「各論」の方に御説明を移らせていただきます。細かいところは省略させていただきますが、4ページ、まず「医療」でございます。ちょうど、真ん中辺りになりますけれども、第一、第二、第三というふうに、通常のサービスと違う点を書いてございますけれども、その第三のところに「第三は、医療における平等原則である」以前は、「医療サービスは貧富の差に関係なく」というふうに書いてございましたが、この前に「基本となる医療サービスは」というふうに「基本となる」

という言葉を追加をさせていただいております。

4 ページの下から 2 つ目のパラグラフ辺り、ここもさまざまな問題が発生しているというふう以前書いてございましたのを「生じやすくなっており、また、国民の期待にも十分応えているとは言い難い」というふうな形で、修文をしております。

5 ページでございますけれども、「検討の方向性」の最初のパラグラフでございますけれども、1 行目の最後から「国民皆保険体制と医療機関へのフリーアクセスの下で」ということで、この部分は基本的な考え方でございまして、特に従来と大きな変更がない部分でございますので、確認のために追加をしております。

同じパラグラフの下から 2 行目辺りになりますが「更に医療サービスの質を確保し」この「質を確保し」という部分を追加して、これも確認のために追加をしております。

ちょっと飛んで 7 ページになりますけれども、7 ページの下の方（2）の①の部分「定額払い制度の拡大」でございますけれども、ここは出来高払い方式につきましては「コストインセンティブが働きにくく」という部分、それから定額払い方式についても「コストインセンティブは働くが」という、このコストインセンティブの部分というのを付け加えさせていただいております。

医療は、ほぼ以上のようなことかと思えます。

11 ページから福祉が始まっておりまして、細かな、例えば高齢化社会の進展を高齢化の進展に改めたとか、そういういわゆる「てにをは」の細かな修文はございますけれども、その辺りを省略させていただきますと、12 ページになりますけれども、一番上のパラグラフ、これは以前と書き方は若干順番を変えたりしておりますけれども、文章の整理でございまして、大きな趣旨は変わっておりません。

むしろ、第 2 パラグラフの 3 行目辺りでございますけれども、保育の問題に関しては、何が子どもの幸せかを第 1 に考えなければならないということで、これは保育の部分の基本的な考え方かと思えますけれども、これを追加をさせていただいております。

少し飛びまして、14 ページの一番下になります。（2）の①でございます。「認可保育所基準の見直し及びその周知徹底」ということございまして、ここにも「子どもの幸せを第一に考えて」ということを書いてございますが、併せまして、いわゆる国の基準等に対する地方公共団体の上乗せ基準でございますけれども「合理的でない基準を上乗せすることのないよう」というふうな形で、上乗せの基準について誤解のないような表現に改めておるわけでございます。

15 ページでございますけれども、③の部分「認可外保育所に関する基準の設定」という

ことで、以前括弧内に例として東京都の事例と横浜の事例と2つ書いてございましたけれども、東京都の事例は必ずしも適当でないということで、これは削除をしております。

大体、介護・保育所の関係は以上でございます。

「人材」のところにつきましては、本当に細かな「てにをは」の修正はございましたけれども、特に申し上げるようなことはございません。

4の「教育」22ページからでございますけれども、教育の話が始まっておりまして、ここは特に23ページからになりますけれども、いつまでに何をするかという部分、従来は単に検討とだけ書かれたものに、例えば23ページの上から2行目でございますけれども「平成13年度中に検討、結論」というものを付け加えられるものについては付け加えたというのが、かなりございます。

24ページの一番下から2行目でございますけれども「設置認可に際しては、設置認可の」で、以前は条件を明示した上でというふうに書いてあったものを「基準や要件等」ということで、少し詳しく書いた部分に変更点がございます。

そのほか、先ほど申しました検討だけではなくて、検討にプラス結論というふうに書いたものが幾つかございますが、それは一々御説明するのは省略させていただきます。

あと、いつまでに実施をするか等々、多少直した部分もございますけれども、特に御説明する必要はないかなと思っております。

27ページからですが、5番目の「環境」でございます。これは大きな変更は余りございませんけれども、28ページの上から2つ目のパラグラフであります。以前、ここにアセスメントの在り方について、少し言及がございましたけれども、もう少し議論が必要かということで、今回は具体的に言及するのは避けております。

29ページの(3)でございますけれども、①の「温室効果ガスの発生削減」、それから②の「天然ガスの普及促進」これは、小見出しを追加をしております。

「都市再生」でございます。31ページからでございますけれども、この辺も問題意識の部分は、例えば以前生活都市空間というふうな言葉だったものを、生活空間あるいは都市生活というふうな形で、整理をしたりした部分が幾つかございますけれども、文意は変わってございません。

「検討の方向性」のところでも、第1パラグラフで「及び」を「や」という言葉に変えるとか、多少の文章の整理をしておりますけれども、大きな変化ではございません。むしろ、32ページの最初のパラグラフの最後の3行目でございますが「さらに中古住宅を良質な社会資本として維持・流通させるため」と、この文章は後の「具体的施策」で中古住宅

が出ておりました、こちらにはメンションがなかったものですから、付け加えております。その次の「都市に関わる諸制度の抜本の見直しに当たっては」と始まる部分でありますけれども、これは以前の文章では、いわゆるグランドデザインの話が後に来ていたものですから、それを前に出した形で文章の順番を整理しております。そういう意味では、変更としては大きいんですけれども、内容的な変化はほとんどないというふうにお考えいただいて結構かと思えます。

個別の具体的な施策の方に入りますと、各省の調整等によりまして、検討するべきであるというものを追加した部分でございますとか、いつまでに実施するかというものを追加したり、ある削除したりというものでございますとか、あるいは34ページでございますけれども、一番下の⑦でございますが「指導要綱行政の見直し」というふうになっておまして、以前は「指導要綱行政の見直しや条例などの存在意義の定期的見直し」という、少し長い小見出しが付いておりましたけれども、それを短くして整理したというような部分がございます。

大体以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、各分野につきまして、主査の方から今の説明に補足する点、特に注意を促す点等がございましたら、お願いしたいと思います。

「医療」から、鈴木主査、お願いいたします。

○鈴木委員 「医療」につきましては、一番あれなのは、総論部分のところの問題で、経済至上主義的であるというような、私は全然そうは思っておりませんけれども、むしろ化石主義の医療が問題であるというふうに思っておりますが、そういう御指摘があったやに聞いております。

そんなところから、例えば今、我々が書いた4つの原因という、市場原理が働かないというのに対して、その4つのものがこれはそれでいいんだと言いたいような修正がなされた案が出されておりましたけれども、ここは読んでいけば、そんな文脈ではないことははっきりしておりますので、現在形にしたんですけれども、我々は考え方がされてきたというふうに4つの原案をつくったんですけれども、それは何も現在形か過去形か関係ないんですけども、それを考え方がなされているだなんていうふうに言ってきましたので、これに対して、言葉の問題ですから、なされてきているというので現在完了進行形というので妥協したということだけのことでございます。あとのところは、むしろベターになった、その方がわかりやすいというところもある。

もう一つは、要するに国民皆保険と医療機関へのフリーアクセスというのは、これはも

とより重要ですけれども、我々はそれに対してある限界があるよという議論を提示してあるので、文脈上はこれでいいわけなんですけれども、これは宮内議長の大変修正案に対する貴重な示唆があって、このような文脈になっております。

各論に関しては、ほとんど何もありません。直接契約の一生懸命直接を削っていらっしゃるけれども、余り意味がおわかりになっておるのかと、つまり今までは基金を通してやれという通達が出ておった。それをやめろと言った以上、契約をするのは保険者と医療機関との直接契約に決まり切っておると、その直接という言葉が何かこう気になる人がいるらしいので、その議論で直接を取っただけで、文脈上契約は直接やるに決まっておると、そして第三者のためにする契約的な、あるいは委任的な意味合いが感じられる保険支払い基金へやることに対しては、それは通達を廃止して、そして直接やる本来の道に戻せということにしたので、内容についての変化はありません。

以上でございます。

○宮内議長 それでは、福祉関係、八代さんお願いいたします。

○八代委員 福祉に関しては、まず、総論の部分でありますけれども、これは当初の案よりかなり長くなっております。これは、なぜ長くなったかと申しますと、最初のこちらの案に対して厚生労働省が山のようなコメントを出してこられまして、こちらとしてはそれを受けて、なるべく相手の言い分は書く、ただしこちらは削らないという、引くんではなく足すんだという方式で組み合わせましたので、長くなっているわけです。

最後に等々の調整の中で「子ども幸せを第一に」というところを入れていただいたんですが、これは言うまでもなく、これ全体が子どもの幸せを第一に考えているわけですから、ところどころ入れていただいたのは、それは別に結構なんですけれども、やはりその過程でわかってきたのは、どうも厚生労働省を始めとして、認可保育所にいる子どもの幸せだけを第一に考えておられる方と、認可外にいる子どもの幸せこそ第一であるという、どの子どもの幸せが大事かという点が、やはりかなり大きな意見の違いになっているということがわかってまいりました。

具体的施策について見ますと、施設介護のところでは実施を検討ということに落とすことによって合意しております。特に問題になったのは、14ページの「施設整備費補助の格差是正」ということで、これは検討ということに落とすことによって合意を得ているわけです。検討するという形で合意を得ていますけれども、実際に考え方自体については合意は得ていません。

保育につきましても、例えば、最初の(2)の①認可保育所基準の見直し、周知徹底と

か運営委託とか、こういう点は完全に合意を得ております。

問題は、やはり一番意見が違ったのは認可外保育所に対して補助をするというところであって、これは少なくとも検討するという点ではやぶさかではないというふうに私は理解しておりますが、その辺りはやや玉虫色になっております。

最後の社会福祉法人については、例えば①とか②は合意を得ておりますけれども、③の「社会福祉法人の多様化」という点では、完全に意見はもの分かれになっております。そういう意味では、やはり介護については比較的意見は一致しているんですが、保育について特に認可外保育に対する考え方、社会福祉法人の多様化という点では意見の違いが最後まで残ったという点だと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、人材関係、清家さんお願いします。

○清家委員 私どもの分野は、先ほど吉原室長もおっしゃいましたように、前回の御報告と基本的には変わっておりませんので、特に付け加えることはありません。

○宮内議長 次に教育、米澤主査お願いします。

○米澤委員 私どもの方も前回と余り変わっておりませんので、特に付け加えることはございません。

○宮内議長 それでは、次に環境、生田主査お願いします。

○生田委員 私の方も同様でございます。関係の省とは、大体全部、途中のプロセスは別にしますとこなれておりますので、基本的には変わっていない。

1、2だけリマーク申し上げると、今の27ページですか、下の2行、京都議定書のところがありますね。これは全然前と変わっていないんですけども、前回までは京都議定書の問題がドイツの会議でどうなるのか、ちょっと懸念を持っていて、若干フライングしているような気もしたんですが、これでどんぴしゃりはまったのかなという印象を持っておりますけれども、これでいいかどうかを一度御検証いただければありがたいなというふうに思っているのが1つ。

28ページの、これは説明ありました。上から8行目のところの「その対策を検討することが必要である」というところが、環境アセスメントの在り方も含めて検討することになっていたんですけども、環境アセスメントは別に障害になっていないのではないかという国土交通省の御意見がありまして、この問題の指摘のありました委員も中心に議論はしたんですが、具体的に何が障害になっているのかというのがよく見えなかったのが、これは削除いたしました。万一それが実際の障害になっていけば、これは取り除くべきであるということで、ここに書く書かないは別にしまして、現に書かないわけですが、問題提

起のあった委員から具体的にあるのであれば、それを書いたもので出していただいて、いづれにしても、もしあれば取り上げようということにしていることだけリマーク申し上げておきます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、最後に都市再生につきまして村山主査からお願いします。

○村山委員 前回と余り大きな差はほとんどございませんけれども、この前発言し切れなかったところをある程度言わせていただきますと、例えば「問題意識」のところ、真ん中の辺りで、旧弊的な不動産市場が存在していると私は書いたんですけども、関係省庁の方は「も」というふうにしまして、「も」ではなくて私は絶対「が」だろうと思うのですが。非常に石器時代的な不動産市場というのがまだあって、それが不動産の流動化を妨げているという問題意識を持っておりますけれども、その辺の問題意識の温度差というのが、最後までなかなか払拭できなかったのかなという印象はございます。

「具体的施策」の方といたしましては、やはり非常に最後までめまぐったのが、情報開示の方であります。地価公示に関わる情報であるとか、そういったものに関しましては、かなり抵抗が根強かったので、これが12月の閣議決定に向けてどのように具体的に落としこめるのかということに関して、個人的にはちょっと大丈夫かなというふうに思っているところはあります。

借家制度のところなども戦時立法でできたものをそのまま残しておくのはいかなものかと私は考えていて、正当事由の完全撤廃みたいなちょっと乱暴なことを言ったんですけども、これもかなり抵抗が強かった。

最後に「都市に係る各種制度の見直し」といたしましては、いろいろ性能規定の見直し等々を言葉でやっているわけですけども、森委員が御指摘になっているような、いわゆる割増とかそういうものではなくて、もっと抜本的に見直さなければいけないのではないかというのが、どの程度まで実際のところで落とし込めるのかというところが、今後の9月以降のひとつの努力するポイントではないかというふうに考えております。

ただ、前回との違いということに関しましては、そう大きく違いはございません。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。大変、駆け足でお願いしたわけですが、以上をもちまして「総論」「各論」の御説明でございましたけれども、こういう形でまとめますと、規制改革というやり方の中でも、重点的なものを取り上げたというのは、初めてのことでありますし、時期を前倒しして中間という形でやるというのも、恐らく初

めてのことであると、構造改革が叫ばれております昨今、社会の期待と言いますか、何を  
するんだらうという、そういう注目が非常に高い発表になるわけでございます。そういう  
ことで、これからの時間は委員の皆様方で、全体につきまして御議論をいただき、十分合  
意させていただいた上で発表していくということが必要ではないかというふうに思います  
ので、御自由に、全体どの部分でも結構でございますから、御意見をちょうだいしたいと  
思います。

八代さん、どうぞ。

○八代委員 今、説明していただいたのは横並びでざっと見ますと、ちょっと気になるの  
は教育の部分で、ほかの章にありますような小見出しと言いますか、そういうものがない  
ので、せっかくいろいろ書いてあるんですけれども、ちょっと読みづらいと思うんですが、  
なぜここだけ小見出しがないということなのでしょう。ちょっとこれは質問だけござ  
います。

○米澤委員 小見出しを付けるという話もちょうと伺いましたけれども、他分野がどのよ  
うようになっているかによりますが、もし必要であればこれから付けるということもでき  
ると思いますけれども。

○八代委員 私は是非付けるべきだと思います。その方が読んでいる人に非常にわかりや  
すいし、インパクトが大きいと思いますので、もし差し仕えがなければ是非米澤主査の方  
でそうしていただければありがたいと思います。

○宮内議長 時間的にすぐにできるならばあれですけれども、どうですか。

○米澤委員 教育分野の中間報告案では、割と時期のこととか細かく書いてありますので、  
それぞれの点がこのままの文章でもわからないことはないと思いますけれども。

○八代委員 私は質問で、米澤主査はそれしか見ておられなかったわけだから、ほかのと  
違いがわからなかった、当然御存じなかったと思うんですけれども、事務局の方は当然見  
ていたわけで、なぜここだけわざと誤解されるようなことになったのかということをお聞  
きしたいと思います。

○磯部審議官 特に意図があったわけではございませんで、今、米澤主査も申し上げまし  
たように、これで十分わかるという判断をしたものですから、特に小見出しを横並びに見  
たという認識がなかったものですから、これでわかるのではないかということで、こうい  
う仕切りといたしました。

○宮内議長 ちょっと、これは前回のときに御指摘いただければ直せたですね。これは今  
日発表したいというのが目的でございますので、その辺はちょっと難しいというふうに考

えざるを得ないと思うんですけれども。

○生田委員 これも時間的に多分難しいだろうから、こだわりはありませんけれども、具体案の後に括弧書きでどういう手法でやるかというやつに、検討だけのところもあれば、検討、結論というふうにやるときもあるし、検討、実施もあるんですけれども、検討、取りまとめを行うという結論というのと同語の柔らかい表現もあるし、13年度中という、何もないものもあるんですね、構わないんだけど、何となく前向き姿勢に温度差があるような誤解を与えるのかなという感じが実際にいたしますので、ターミロジー上は本当はもう少し統一があった方がよかったのかなと思います。時間があればやった方がいいと思うし、なければこだわる問題ではないと思います。

○森委員 工場等立地規制の中にも教育施設の方、大学等も入っているのを、教育の方でやるのか、都市再生でやるのか見直し、または廃止ですね。よけいなことと言うよりも、今、障害になっている両方、教育のためにも都市再生のためによくないという状況、有害な規定だというふうにたしか言っておいたはずなんです、両方とも入っていないようなんですが、入っていましたか。

○村山委員 都市再生の方では書類をいただいていないです。

○森委員 入っていますか、失礼しました。

○宮内議長 23ページの(2)の一番最初のパラグラフの最後のところですかね。

○米澤委員 さようでございます。

○八代委員 前回のこの会議で私がお願いしました、各分野ごとにどこまで合意されて、どこまで合意されないかというのを、前回事務局の方から今回の会議までにお示しするとおっしゃいましたが、まだいただいておりますが、その辺についていかがでしょうか。幾らこれが中間取りまとめだと言っても、そのために我々は努力したわけで、例えば福祉の分野ですと、本来実施というふうにしたものを相手の省庁と妥協するために検討というふうに落としたわけですね。もし、どこまで合意するか何も決めないんだったら最初からもっと強いことが言えたわけで、その辺がそもそも指示されていなかったんですけれども、私は当然交渉する以上は合意するために交渉するわけだから、何が合意したか示されなかったら何のために交渉したのか全く理解できませんので、是非それを事務局の方から、もしまだ本日まで示していただけないのであれば、その理由を明確に教えていただきたいと思います。

○岡本審議官 各省といろいろ合意をしている、していないという事項につきまして、こ

の前の御指摘も踏まえまして、中身を議長とも相談しましたが、今、私どもとして考えておりますことは、基本的に各主査の御努力等をいただいた結果といたしまして、基本的には対外的には、各項目について各省との共通理解、合意というのがなされているというふうに言いたいと思っております。

ただ、中には基本的な検討方向は一致しているけれども、例えばいついつまでにやるといふ時期のスピードの問題でありますとか、あるいは中身の深さについて合意していないものもあるというようなものについて例示を聞かれればしたい。

それから、残念ながら全く意見が一致していないものもござりまするので、全く意見が一致していないというものも示したいというふうに考えております。

そうしますと項目ごとに非常に内容も細かくありますので、細かく〇×表、あるいは△みたいなものを整理するには若干時間を要しますので、各省との間で、そこは事務的にきちんと整理をし、そのものは当然登録をしておきたいというふうに考えておきまして、対外的に基本的には合意をしている。ただ、残念ながら検討方向は一致しているけれども、スピードや中身で一致していないものもある。あるいは残念ながら全くしていないものもあるというようなオープンな仕方をしてはいかがというふうに考えております。

○八代委員　そういう漠としたものでは全然意味がないと私は思います。私の担当した部分でも明らかに各省と完全合意した部分、完全意見が分かれた部分、その間のあいまいな部分があるということは先ほど申したわけで、例えば私がほかの方からそういう質問をされたときに、私はどう答えればいいんですか、私が知っていることだけ答えてよろしいのでしょうか。もし、それを答えてはいけないというんだったら、お前たちは何をしていたんだというふうに、例えば新聞社から言われたときに、今のようなあいまいな説明は私はちょっとできませんし、そんなことをするために土日頑張ったわけではないわけですから、これを規制改革委員会と同じように、あのときは「べき」であるとか、「考える」という形できちっと使いわけをして、現にそれを発表して何の問題もなかったわけで、なぜ今回だけ、そういうこと突然1週間の間に方針が変わるのかということの説明をしていただきたいと思っております。

○坂政策統括官　1週間の間に変わったというか、私どもも各省との間で実は、一度かなりつくってみたんではあるんです。つくってみる努力をしてみました。つくってみたい間に、お互いにここはどういうふうに意見が一致しているとか、一致していないとかというのを詰めて、その詰めること自身が実はかなり大変でして、おれたちはこういうふうに言いたいとか、ああいうふうに言いたいとか、かつやっているうちに私の感じでは、各

省の方は、特に今選挙前ということもありまして、やや意識的に自分たちはこういうところが意見が一致していないということを言いたがるということもあります。

ただ、それが、率直に申し上げまして、今後の規制改革会議の進め方、あるいは政権全体としての関係を考えると、余り各省とそういうのをやり合っていること自体が、あるいはそれを世間様に詳しく公表すること自体がいいことかどうかというのは、若干疑問のような気もいたしましたし、内部的には大体各省の本音のところは知っておく必要があるわけです。今後の作業に役立てなければいけないわけですが、それをどこまで詰めちゃう、あるいはどこまで公表してしまうかというのは、若干別の問題かもしれないという感じも、率直に言って今のところしております。

より現実的には、実は各省と○、×、△と言うか、どういうふうに整理するかというのがなかなか実際にやってみますと結構難しいということがより現実的な理由ではありますけれども、そういう状況です。

○飯田議長代理 そうすると、どういう具合に発表するんですか、ちょっと私もよくわからないので、もう一遍説明をしていただきたい。

○岡本審議官 説明の仕方といたしましては、ここに書かれている事項は、基本的には各省と合意はしていると考えていいと、ただ、中に基本的な検討方向というものは一貫しているけれども、例えばいつまでにやるということは残念ながら合意していない。それから、例えばそれを変えるということは合意しているけれども、それを3を4にするのか、4を5にするのか、そこは合意をしていないというようなものもある。例えば、合意をしているものはかくかくこういうものだということをマスコミには説明をする。それから、残念ながら全く意見は一致していないというものは、かくかくこういうものですよということも申し上げると言い方をしたいと思っております。

各省との間では、今、申し上げたけれども、○、×、△どういうものがどういうふうに合意して、どういうふうにこれは同意されていないということはきちんと事務的に細かく整理はしていかなければいけないと思っております。

○森委員 質問したいんですが、そうすると、例えば結論というのは、かなり合意に近いと、検討だけ書いてあるというのは、早く言えば合意していないということになるんですか、どういうふうに区別してあるんでしょうか。

○岡本審議官 例えば、私が担当している都市の分野で申し上げますと、その語尾を検討するという言葉の語尾にする。あるいは、これこれはこういうふうにするということも含めて、国土交通省と議論をいたしましたり、法務省と議論をしておりますので、この文言

ですべて関係省とは合意をしているというふうに認識をしております。だから、そういう語尾も含めて、それはそれぞれのパーツパーツで合意も含めて合意をしている。それで、さっき申し上げましたように、合意をされていない分で、こういう分野がありますということは、それは言うわけでございますので、検討という言葉だからどうという問題ではないと思います。

○森委員 検討、結論と書いてあるのと、検討だけとはどういうふうに違うんですか。

○岡本審議官 それは、例えばどこの分野で申し上げているんですか。

○森委員 例えば、私が先ほど御質問しました工場等制限の制度の見直しをするべきであると、平成3年度中に検討とだけ書いてあって、結論とは書いていないんですが、こういう場合はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○磯部審議官 御指摘のとおり、教育の部分につきましては、坂からのもの、先ほど吉原室長からも説明がありましたとおり、そのニュアンスの違いがございます。

○岡本審議官 13年度中に検討することを合意をしたということだと思います。結論と言うのは、その結論を13年度中に得るところまで合意をしているものというニュアンスの差であろうと思います。

○森委員 わからないけれども、温度はわかりました。

○八代委員 そういうあいまいなことでは、私は全く困るわけで、明らかに各省と合意した点は幾つもあるんです、私の分野では。それすら言ったらいけないというのは何事かと思えますね。そういう不透明なことで、まさに情報公開から反しているわけで、幾ら各省との間で個別に合意した、しないなんて言わなくたって公表しなければ何の意味もないんです。我々の成果を待ち望んでいる多くの事業者がいるわけで、そういう人たちは、今まさにビジネスをしようかどうか考えているわけで、そこで例えばこれは少なくとも担当省庁と合意したということを発表すること自体が私は構造改革にプラスになるわけで、先ほど坂さんからそういうことを発表すると小泉改革のマイナスになるとおっしゃいましたが、そんな判断は事務局がするんですか、委員がするんですか、それを是非お聞きしたいわけで、我々は何なんですか、逆に言うと事務局の手伝いなんですか、すべてを坂さんがそういうことを決めて、我々はそういうのに従うということなんですか、是非そこはほかの委員の方の御意見も聞いていただいて、できれば私は挙手みたいなこともしていただけないかと思いますが。

○坂政策統括官 先ほど申し上げましたように、言わば、前半の部分は私の感覚を申し上げたので、あるいは事情を申し上げたんです。より現実的な理由というふうに、さっき

も申し上げましたように、今日までに例示としては、当然さっき彼が申し上げたように、新聞記者に説明する以上、それなりの例示というのが必要ですから、はっきりしたものについてはちゃんと例示できるようにしてありますけれども、それを網羅的に全部やるということについては、先ほども申し上げたように、より現実的な事情としては各省となかなかそういう自体を詰め切るのが大変だというのが基本的な事情ということでもあります。

○宮内議長 前身の委員会ですと、やはり詰め切らない場合には、詰め切らない文言をぎりぎりまで詰めて非常にクリアーにして出したということだったと思うんですけども、そういう意味で、今、私が発言するのは適当かどうかわかりませんが、せっかくここまで合意できたということと、合意できないということクリアにすることが、この会議の成果であるし、どれだけ抵抗があるかということを示すのも義務ではないかという、そういう考え方もあるのではないかと思うんですけども。

○石原規制改革担当大臣 今、宮内議長がお引き取りになった方向で私はいいと思いますが、坂さんがちょっと厳しい立場にいるのは、この案自体を今日出すなど、私のところにもかなりのところからプレッシャーが掛かっていることも事実であります。そこは、私は、これは総理の諮問機関で宮内さんが議長をされていますので、坂さんを始め、私たちは事務方、私は担当大臣ということでございますので、皆さん方が総理から早く、そして具体的なものをできるだけ7月中に出してくれと頼まれたわけでございますから、頼まれたものを出すというのが総理の諮問機関としてあるべき姿だと思います。

私も12年間ほど政治家をさせていただいていますと、この微妙な文言の違いが私にはわかるんです。検討するということはやらないということでもあります。結論を出すということはやるか、やらないかを決めるということでもあります。実施するというのは実施するということでもありますので、今、議長がお引き取りになりましたように、だめなところは実は、例えば雇用の一部、それと医療の一部、認可外保育所のところも全然きつとだめですね。医療の混合診療に関わることは一切まかりならぬというのが厚生労働省の考え方であると。

ですから、一切まかりならぬ、全く合意できていないものというのは明らかにして、私たちは、この審議会としてはこうすべきであるとはっきり言われるのが審議会のあるべき正しい姿であって、私のところにもいろんな方がいろんなことを言ってきますけれども、ではどうぞ言ってくださいと。

ちょっと内輪話をいたしますと、私がこれを出しますと、宮内さんのところで委員の方が集まってまとめられたんで出しますと、閣僚懇で発言いたしました。それに対して実は

2人の大臣から改革の方向性は正しいけれども、我々はそう思わないことがあるという発言をすることになってたんですが、その2人の閣僚の方は発言されませんでした。事務方が発言してくださいと言っても、その閣僚の方が発言しなかったということは小泉内閣は改革をやるということを内閣全体として享受していると私はそのときに思いましたので、八代先生を初め、各委員から御指摘されているような点につきましては、是非議長の采配のとおり、我々はこうすべきであると、しかし私たちはそう思わないという厚生省と文部省の方は、こんなに厚い反論書が出てきておりますので、それを照らし合わせれば合意していない部分は一目瞭然ですので、そこまで各主査の方が言っていていただいても何ら問題はないと思います。

○副大臣 副大臣ですけれども、私も石原大臣の考えと全く同じです。ですから、この会議の委員会の役割をきちっと果たすべきだと思いますし、合意と言いますか、ここはきちりと合意してやるべきだと決まったことと、まだこういうところでぶつかっているんだということも論点を明らかにして、むしろ出した方がいいと私は思います。中間のものはどういうふうになるかわかりませんが、そういうふうな形でしていかないと、役割を果たせないんじゃないでしょうか。私も聞いていてそう思います。

○宮内議長 あとの皆さん、どうぞ鈴木さん。

○鈴木委員 これは当初は、たしか閣議決定を前提にしたというふうに思うけれども、中間から変わったというところから、今の問題がおっしゃったこって来たんじゃないでしょうか。だから、これは閣議決定というのもベースになっていけば、もう少しそこら辺の問題はクリアーになってきておる。

ある意味においてこのところは、旧行革委員会ベースでいきましたら、いわゆる論点公開的な部分もあるんです。だから、それはそれとして、例えば医療の場合ですと、こういう形での、要するに今回の表現をすることに対しては異論はございませんというのは、これもう完全に一致をしておるんです。ただ、内容について、さっきの例えば、レセプトの原則提出という中で、そのレセプトを電子的手法で出すというのを制限する省令があるわけです。これを廃止するというのは完全合意なんです。

だけど、原則的にレセプトでやると言って、電子化すると言っても、強烈な反対団体がおって0.4%という今の状態が直ちに直るかどうか、そこは厚生省としても自信がありませんと、本当にそれを原則するには、要するにレセプトを電子的手法で出すもの以外の請求は受け付けないというところまでやらないと実効性はないんです。要するに出すな出すなという団体がおるわけですから、だから、そういう問題というのは今後にわたって議論

をしていって、そういう具体方法も取りまとめて、要するに閣議決定ベースに入るところで勝負しないというといけないという問題で、私どもの方では、例えば、そこら辺にある基金も通せというような通達というのは直ちに廃止しろとか、あるいは省令というのは直ちにあれしろとかという、あるいは理事長要件というものは外せという、こういうところについては合意です。

しかしE B Mを早く進めろと言ったら、進めたい気持ちは向こうにあったって、その進める人が一体だれだということによって進めようがないという状況があるわけなんだから、そこら辺の問題で進めろ言ったのは合意か合意ではないのかなんていう議論は、今の段階でやっておっても仕方がない問題なんだから、ここのところに対しての、例えば医療でしたら、それはこの表現で打ち出させていただくのに対しては、厚生労働省としては異存はありませんという確約を得ていますから、混合医療の問題を石原大臣はおっしゃったけれども、したがって混合医療の問題というのは、将来混合医療の問題に対していきますけれども、しかし当面は特定医療制度というものの拡大を図っていく、そしてステップ・ワイズに混合医療をやっていく。ただし、その混合医療に行く前にはE B Mがしっかり確立して、しかも診断分別、包括払制度みたいなものがサイエンティフィックにできないとできない話ですから、そこら辺を確約だとか何とかという議論とはならない部分もあるわけです。ですから、ある意味においては私は言ったんですけれども、直ちにやれることを何点、これからやるプログラム約束何点というふうに取りまとめておる問題なんです。決めたのかと言ったら全部決めた。だけれども、すぐにやれるのかと言ったら、なお、これから秋まで要するに細かい細部についての極めて業界団体その他の厳しい議論をしながら詰めていかないと実効性はないという2つ入っておると、こういう問題だと思います。

だから、私は基本的にこの方向で当委員会はやっていくと、そして、やっていくうちに、これはスケジュールの議論とかも出てくるとは思いますけれども、もう決まっておるものは早く閣議決定してもらえばいいわけなんです。その部分だけを抜いて、そうすれば今の議論というのははっきりしてくるという問題だと思います。

○清家委員　ほかのワーキンググループについては、よくわからないんですが、少なくとも、この人材、労働のワーキンググループに関しては、大臣及び宮内議長からの御指示で、このタイミングまでにできるだけ実現可能なものについて成案を得て欲しいという御指示だったというふうに理解しておりますので、私どもとしては、こちら譲るべきところは譲って厚生労働省と合意が得られるものだけを盛り込んでいくつもりです。

そして、ワーキンググループに何度も厚生労働省の方に来ていただいて議論をして、一

番最後のところでこの内容でよろしいですねということ、これは勿論紳士協定のようなものでしょうけれども、合意を得ておりますので、私の理解は少なくとも、この人材、労働の分野については、ここに書かれている内容が、ここに書かれているスケジュールに従って実行されるものというふうに理解しておりますし、厚生労働省の方もそのように理解されているというふうに思っております。

○奥谷委員 今、審議官がおっしゃったけれども、例えば20ページの有期労働契約の件に関しては、これは直ちに調査検討を開始ということは、検討するという事は先ほどしないというお話もあったわけで、ということはこれは全くしないという結論になったという解釈をして、もし聞かれた場合に言うしかないということでしょうか。

○清家委員 私は、官庁用語については、そんなに造詣は深くないんですが、私の理解は、ここは素直に、直ちに調査検討に着手していただくというふうに考えておりますし、しかるべき研究会ないし審議会等で議論していただく方向で進むようお願いしたつもりであります。ですから、直ちに調査検討開始というのはしないということではなくて、文字どおり調査検討を開始していただくというふうに理解しております。

○奥谷委員 審議会等々を通して、こういったものが決まっていくという部分のスピードの遅さみたいなものがかなり問題であって、ですからこういった特別の規制改革会議みたいな委員会ができたわけで、余りにもそういったものに頼り過ぎてしまうと、いつまでたっても変わらない状況になってしまうのではないのか。

だから、是非石原大臣には閣議なり何なり、できるものからどんどん出して行って、やれるものはやってくれというように強いリーダーシップでやっていただく方向をお願いしたいと思います。そうしませんと、本当に時間の無駄になってしまうような感じがします。

○佐々木委員 石原大臣のお言葉を伺って、本当にこれがどんどん私たちの会議の中間取りまとめとしてという形で提案されていくことはいいと思うんですが、私を除いて、皆さん御経験のある有識者の方が集まっていますが、そして自分たちが話し合った内容なのにもかかわらず、この報告書を読んで、どう読み取ることがわからないということだと、これをやはり発表した後に、一般の人たちが新聞で読んだときに非常に混乱すると思うんです。今までのシステムとか流れを存じ上げないで申し上げるんですけれども、これは今日記者発表もきつとあることですし、発表されると思うんですけれども、この後、8月になるか9月になるかわかりませんが、次回出していくものに関しては私たちが、このフォーマットを見直していかないと、多分これが私たち、一般に生活しているものからすると、こういう文章の書き方自体がもうわからない、ごちゃ混ぜになっている、読み取れな

いということになりますので、例えば規制改革会議としての提案はこれ、そのうち合意したものは、通常ですとわかりやすく、合意したものはこれ、それこそ交渉中のものはこれというふうに出れば、一般の人たちは本当は一番わかりやすいのかなど。そういった書き方が、今まではできなかったのかもしれないんですが、それで今日は間に合わないと思うんですが、それをホームページで公開するのか、もう一回中間報告ダッシュみたいなものがある追加で出せるのかわからないんですが、出していった方がいい、あるいは次回私たちが12月なのかわかりませんが、まとめるときには、少し書き方という意味でも改革が行われるといいなと思います。

○村山委員 都市再生のワーキンググループのところはかなり合意が得られています。ただ、合意が得られることの引き換えとして、やはり最後の言葉が検討という言葉になっちゃっているんですね。そういった意味で、合意が得られているものと、得られていないものに関しては、今日の記者発表のときなんかには、かなりはっきりしていただきたいと思います。

というのは、合意を得られることの引き換えに、かなり文言を引っ込めたところがありますので、もし、合意が得られていないことでも出していいんだったら、言葉は悪いですけども、ぶっちぎって出しちゃいたいことがいっぱいありました。かなり妥協しています。だから、その辺ははっきりさせてもらいたい。なぜかと言うと、どちらにしろ、12月に閣議決定するときには、これは随分7月の中間取りまとめから引っ込んだんだねというのは、どうせばれることですから出していただきたいといふように、一主査としては思います。そうでないと、ぱっと見たときに別にほかのワーキンググループと競争するつもりはないですけども、随分こっちはおとなしいねみたいな感じになってしまうと、非常に自分としてもじくじたる思いがあります。

先ほど大臣が言われた、検討というのはやらないということなんですけれども、そうすると非常に困っちゃうわけですし、その辺は是非検討でもやるんだということでお尻をたたいていただきたい。

なぜかと言うと、昨日から非常に株が下がっておりますけれども、外人投資家が引き上げちゃう**くらいの印象**になっています。結局、中身を聞くと、いろいろ構造改革とか言っているけれども、具体的なものはなにも見えないではないかということで、ものすごい**デ****ィ****サ****ポ****イ****ン****ト****メ****ン****ト**が市場を覆っているわけです。ここから何を見せられるかというのは、我々委員がこれからもどんどん頑張って閣議決定に向かって意味のあるものをどんどん出していかなければいけないということが勿論あるんですけども、トップの方では、やは

りインプリメンテーションをどうやるのかというようなこと、本当に変えられるのか、だから関係省庁と合意していないのだったらしていないということを行った上で、これから戦線布告するんだぐらいのニュアンスで記者の方たちにお話しいただいた方がいいのではないかなと思います。どうせ、今隠しても12月のときに違いが**ばれてしまいますから**。

○宮内議長 今のインプリメンテーションと言うか、実行については、恐らくこの秋口から経済問題がいろいろ出てくる。

それからもし、この中間報告を年内にまとめるということで、不一致のところも、ぎりぎりまで皆さんにお願いしてやっていただくということができましても、年内にまとめたものを一度に、例えば閣議決定でお願いするというのをしましても、法律改正というのは来年の国会にならざるを得ないということになりますと、本当に実行されるのは来年でなく、施行期間を考えますと再来年になるというふうなことになるかねないということで、この会議に対する期待と、それから実施時期というようなものに、かなりずれが起こる可能性がある。世の中はそれだけの時間を待ってくれないだろうということを考えますと、何かこの前倒しの方向、あるいは決まったものはどんどんやっていく方法とか、ちょっと今までではないやり方を考える必要があるのかもわからないと思うんです。

○八代委員 今、議長がおっしゃたとおりだと思います。それで先ほど鈴木さんができるものから閣議決定すればいいとおっしゃいましたが、官庁というのは横並びで、幾ら例えば、旧労働省の方と合意していても、労働省だけ投資するというのは、幾ら何でもそれは無理であって、やるんだったら同時にやる必要がある。

結局は各ワーキンググループの中で合意しているもの、それから特に雇用対策と言うか、あるいは経済に対して直接インパクトをもたらすような部門。例えば、私の知っている限りで派遣労働の期間とか、有期労働の契約とか、福祉であればケアハウスの問題もありますけれども、そういう何か特定の視点からまず各分野の項目を並べて、言わば緊急経済対策に相当する緊急規制改革対策みたいな形で横並びで法案をつくるというような可能性はないのでしょうか。これはPFIなんかでもそういう手法を取られていると思いますけれども、内閣府で一括法案をつくるということです。

勿論、これは労働省との所管の問題がありますけれども、単独でやるのは難しいかと思えますけれども、例えば共同で各省とやる。つまりこの委員会はそれだけの力を持っているはずであって、そこが規制改革委員会とは違う点で、わざわざそれだけレベルアップしたものをつくったわけですから、そういう法案提出のイニシアチブも一緒にやらない限りは、やはり各省の審議会を待っていたら、切りはないのではないかと思います。

先ほど、清家さんのおっしゃった点を、私もその席にはいたんですが、労働省の方は返答はするとおっしゃいましたけれども、同時にこういうことも言われたんです。例えば、有期労働契約を3年から5年に変えるためには、労基法の改正が必要になる。しかし、労基法にほかにもたくさん問題点があるわけで、ここだけ突出して変えるというわけには、やはり難しいでしょうねということで、彼らが早期に調査検討というのは、労基法自体を見直すための調査検討であって、それはかなり時間が掛かるのではないかなと。

ですから、この早期にと言うときの温度差というのは、かなりあるわけで、こちらとしては10月が早期である。ほかの省では、例えば2年後が早期であるという、そういう温度差があるとすれば、やはり一括法案的なものが望ましいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○坂政策統括官 過去の例を見ましても、例えば地方分権なんかもそういうことがありましたけれども、一括法案という形式を取ることは、それは事実あり得ます。

ただ、一括法案となるためには、その一括法案というのは、いろんな各省にまたがるようなやつ、いろんな法律の条項を少しずつ直すようなもの、そういうのを法制局的に、言わば一本の法案にするというのを一括法案という意味になるわけでございますけれども、幾つかあれがありまして、1つはまず、各省のそれぞれ自分のところの、例えば労基法ならば労基法というのを所管している厚生労働省を無視して、厚生労働省が反対しているものを、例えば内閣府の私どもが、では発議できるかと、あるいは閣議に掛けられるかと言え、そこは当然のことながら厚生労働大臣はその閣議で反対をされるということになるでしょうから、そこで総理がどうされるかという問題にもなるんだと思いますけれども、それで閣議というのは原則、全閣僚一致じゃないと閣議にならないというようなこともございます。

したがって、一括法にしたとしても、法形式としてそういうことをしたとしても、事実上それぞれのパーツパーツを担当している各省が合意しないと、あるいは積極的に作業をしないと、そもそも法律として成り立たないというのが、まず第1の事情です。

第2は、ややテクニカルな問題ですけれども、1本の法案ですというふうに言うためには、中身にそれなりの共通性ですとか、1本の法案だという理由が要ります。これは法制局等がそういう審査をするということになります、その辺は過去の事例から見て1本の法案になる得るかどうかと、こういうことになるんだろうと思います。

○生田委員 私はこういう政とか官がらみの仕事をするのが初めてなので、非常に新しい文化を今、吸収と言いますか、勉強させていただいているんですが、その意味では素人意

見で申し訳ないんですけども、多分、議長の最大の関心事と言うか、使命感はこのままやったやつを採択できるかどうかにあるんだろうと思うんですが、議論そのものは、今後これをどう進めるかという方に議論がいつているように思います。

今日の、ここに書いてある取りまとめを採択するかどうかという問題については、議論が出ているように幾つか不備な点はあるんだろうと思うんですけども、検討でとめたり、何年度中と書いたり、推進といろいろありますから、あるんでしょうが、1つこれはこれで私はイエスという気はあるんですが、さっき石原大臣の話を聞いていて、ちょっとがっかりしたんですが、検討というのはやらないということを意味するというのは、これは大変がっかりしまして、実は私のやらさせていただいている環境の分野で各省の方がずらっといらっしゃるときに、検討という言葉の定義を求めたんです。もし、検討というのがやったふりをしてやらないことが大きく含んでいるんならば、どうしてもやらざるを得ないような文言にするけれどもいかがなのかという質問をしたら、いや検討と書いたやつは最大限前向きにやることを前提に進めるんですというのが、これは各省はずっといらっしゃったんです。国土交通も環境も財務も経済産業も、それならばその検討という言葉を尊重しましょうということで、私の部門はまとまっております。にもかかわらず、ほとんどのやつに何年度中というのを入れておりますから、自分の守備範囲については心配しておりません。

本件をちょっと横に置きまして、これを民間企業に置き直すと、例えば社長が非常に革新的なことを考えると、タスクフォースをつくって案をつくれと、そのタスクフォースは各部門とみんな折衝しまして、各部門とできるだけ同意を取ってやっていこうとするんですけども、まとまらないときはタスクフォースとしての意見をきちっとまとめて、ただし、それにリマークを付けてマイノリティービューを付して、社長なり、取締役会に上げて、あとは社長が決する、こういうふうなことを取るんで、その意味においては、今やっていることは別に矛盾はないではないかなという感じがします。官というのはきちっとやるから、そんなファジーなことではだめだという御意見なのかもわからないけれども、それで今、これをこのまま採択したとしたら、マイノリティービューとしては、どういふがあるかというのは、きちっと口頭で補足すれば、短期的にはしのげることであって、さっきから議論されてあるほとんどの問題は、それはそれで踏まえながら、今回これを出した後、どうやってこれを我々がフォローアップしていくかという、我々の行動の問題だろうと思うので、それは閣議を、できるところから促進していただくということもあるんでしょうし、委員自らが汗をかきながら、事務局と一緒に各省と更に詰める、それはお互い

に事務局と委員と共同しながら自ら努力すべき部分が多いのではないかなと思います。

最後に一言言えば、確かにこの文章の書き方というのは、私は初めてだから、あれあれと思う点はあるんですけども、今後は少しどなたかおっしゃるように、村山さんかな、何かフォームを考えたらいいと思うんです。みんな同じように、整合性を持って、それから温度差がきちっと出るような格好で書式というものを統一して各部門が扱えるようにした方がいいのかなという気がいたします。

以上です。

○宮内議長 今、生田さんのおっしゃったことを、ちょっと私なりに整理させていただきますと、例えば、今、20ページをごらんいただければと思いますが、20ページの今の有期労働契約のところを1つ取ってみますと、検討というのは、確かにほとんどの委員会でやらないこと、大臣のおっしゃるとおりやらないことを意味したと思うんですけども、この前身の委員会がやりましたのは、この検討します、ここの例えば「現行の3年から5年に延長し、適応範囲を拡大する方向で早期の法改正に向けて調査検討をするべきである」と、ここまで書き込ませて、了解して、それを検討させているわけです。

例えばこの文章を閣議決定に持っていったときには、閣議はこの会議の意見を恐らく最大限尊重するというふうにして受け取っていただけるはずなんです。そうしますと、内閣が最大限に尊重すると言って受け取ったものを、例えば厚生労働省が本当に検討していなければ、ローリング方式ですから、3か年計画の次の年には、この会議の機能といたしまして、監視という機能が入るわけです。監視という機能で見て、検討と言ったってちんたらやっているというのではだめだと、これは閣議の最大限尊重するというのに違反するのではないかということで、関係省庁を追及すると、そういう手法で、この検討という言葉が流れてしまわないように担保していくと、こういうやり方が前身の委員会では、それをよすがにやってきましたし、事実やれたわけです。省庁はそういう内閣のおっしゃったことに対して非常に、これをそのとおりにやるという、そういうところはしっかりしていると思いますから、あとは監視のところまでどれだけ我々が強く、それに対して実行を促すことができるかどうかということに掛かってくると、そんな関係ではないかと思うんですけども、鈴木さんそんなことで間違っていますか。

○鈴木委員 私も全くそのとおりで、明らかに合意をしているものもあり、それからこれから秋口にかけてもう1回議論をして細かいやり方を考えようと、行き方の方向性は同意した。しかし通る手順だとかいうものについてはもう少し議論させていただきたいというのがあるわけなんです。まるっきり無視したのは、私の中では薬のところだけで、もう6

年間聞きあきたことを長々とおっしゃっておるから無視したのはありますけれども、それ以外のところはそうではないです。

ですから、まだこれで終わりというわけには、これはいかないと思います。幾つかの私がさっき言ったように、例えば通達を廃止しろ、それから何々を廃止をしろとか、それから理事長要件を外せと、これも明らかな合意なんです。だけれども、それ以外のものについては、まずそういうシステムをつくってからではないとできない問題がいっぱいあるわけですから、そのシステムづくりをどうするのかということ、これから議論をして、そしてシステムをまずつくっていく、例えば早い話が、今回でも続いたEBMのメニューづくりと言いますか、そのガイドラインづくりだって、これはだれがやるのかということで、今のように特定の団体の方がやっておったら、いつまでたってもできるわけがない。したがって厚生省中心として第三者機関でつくれということをやっている、それをつくらせるんだけれども、これだっていつできるのかといたら、やはり1年掛かる話なんです。ただ、そういうところでの方向でやっていこうという点では明らかに合意しておるわけですから、だから私は秋口でそれをまた更に詰めて、どういう手法で、どういうふうにやっていくのかということ、これを議論するべきだと思います。

それから、検討も裸で言った検討は、それは確かにやらないという問題なんだけれども、しかし、何々について何々を廃止の方向で検討するということには、これは本当は廃止の約束をしておるのがそのように書かれるものなんです。武士の情けで最後に検討と入れて、要するに反対があったときに、多少エクスキューズが欲しいというので、それを押し通していくわけなんです。だから、余り私は検討と書いたというのに対してあれする必要はない。裸で検討する、その是非について検討するというのは、これはあれなんだけれども、何々について検討する、少なくとも何々の方向で検討するというのは、これはもう明らかに何々すると同義語なんです。それをサボったらその省庁の責任だということをはっきりしておるわけです。

臨調時代は検討すると書いたらやらないという有名な言葉があったんですけども、この数年間というのは、少なくとも経済官庁に関しては、そういうことについてやると検討すると言って、それに背いたところは私の関係する限りではなかったですから、ですから、私は議長が言われたように、これから本当の闘いは秋口なんで、そして閣議決定を書くところが問題で、こここのところは明らかに書いてあるように中間取りまとめなんです。だから、その中には確約が含まれておりますということであって、しかし、この中にも、要するにこれから更に詰めて細かい手段をしないと、絵にかいた餅に終わる危険性がある

るから、当委員会としてはそうさせないように、これを今後は徹底的に詰めていきますということをおっしゃって、しかし、方向については合意しておりますということは堂々と言われないと、とにかく乗せたんだから、乗せた船から飛び下りられたらかなわないわけなんです。

ということで、そこで発表したことをものによってはステップとして前に進むという方向で処理していただきたいと思います。OKと一遍言っておいて、子どもの話でもあるまいし、それは中間取りまとめで書いてもらうのはOKと言っただけでしたなんて、どうせ言いかねない話はいっぱい出てくるとは思いますけれども、そんなのは認めません。そういうのは冗談ではないと。

○清家委員 先ほどから、何人かの委員から私の担当しているワーキンググループの内容についても御指摘をいただいているんですが、ちょっと繰り返しになりますけれども、人材・労働の分野について書かれたことは中間取りまとめというよりは、これで基本的にやっていただくというお約束ができた部分だというふうに理解しておりますので、宮内議長が言われたように、あとはそれをやっていただけるかどうか見守るという段階だというふうに思っております。確かに、私はちょっと立法論的なところはよくわかりませんが、八代委員が言われたような特別立法というのも、伝家の宝刀としては有効なものかと思えます。ただ、少なくとも今の段階ではワーキンググループ及び事務局の方も相当苦勞されて、また厚生労働省の人ともぎりぎりのところまで詰めて、こういう約束がなっておりますので、私のところのワーキンググループとしては、ここに書かれた内容が、先ほど言いましたように、このスケジュールに従って実行されるかどうか、当面監視して、それでもし本当にこの内容が実現されなかった場合に次のアクションを考えるという手続が必要ではないかと。その前に、ここに書かれた内容を、また更に前倒しして何かやるということになると、これは信義則にももとることになりますし、適切ではないというふうに思っております。

○飯田議長代理 2点ちょっとお話をしたいのですが、八代先生の方からお話があった一括法案ですね。この案の取りまとめが各省庁の審議会や何かで、せつかく一生懸命やったのが骨抜きになっちゃうというようなことになるとまずいので、これは坂さんが非常に難しいというようなことをおっしゃいましたけれども、もう一遍よくお考えいただいて、一括法案について検討していただきたいというのが第1点です。

それから、もう一つは、ごちゃごちゃと色々な討議が行われましたけれども、実際にどういう発表をされるのか、それは石原大臣の御意向のやつでいいのかどうか、もう一遍

ちょっとはっきりと聞かせていただきたい。発表の方向をです。この2点についてちょっとお伺いしたい。

○宮内議長 発表の方法は、もうこれをお読みくださいということと、それから後ほどちょっと御意見を賜りたいと思っておりますのは、この中間取りまとめに当たって議長談話という形で一言、これを実行するんだという決意表明みたいなものを加えさせていただければと思っているわけです。恐らく、今までの例より反響は大きいと思うんですけども、各主査、担当委員のところへ、根掘り葉掘りまた来て、どの点が合意したとか、しないとかということをマスコミとしては関心事として見ていくということになるんだと思うんですけども。全体としては、こういうことを、ここまでまとまって、これを実行できるように今後頑張りますという発表の仕方しか、ちょっとできないと思います。

○坂政策統括官 一括法の話は、先ほど御説明したのは、言わば、内閣の仕組み、あるいは法律的な問題だけを御説明したつもりだったんですが、要するに一括法にするかしないかというのは、実は言わば、法形式のややテクニカルな問題でございまして、いずれにしてもどんな法律でも政府が提出する以上は当然閣議を通さないと、当然のことながら提出はできません。閣議というのは、全大臣が合意しないと閣議としては合意したということにはならない。

言わば、憲法的に申し上げますと、総理はどうしても私は反対だという閣僚を首にすることはできるんだろうと思いますけれども、そういう意味では人事権をお持ちなんだと思いますけれども、閣議そのものとしては、全員の大臣が賛成されないと閣議として賛成したということにはならないと、こういうふうになっております。

また、法律というのは、御承知のように所管というのが決まっておりますから、例えば労働関係の法律でしたら厚生労働省が所管ということになっておりまして、その所管の大臣が反対するような法律は、そもそも閣議にもあり得ないと、こういうことになるんだろうと思います。

したがって、一括法にするか、しないかにかかわらず、いずれにしても各大臣が御担当の、一括法というのは、いろんな大臣が関係するそれぞれのパーツが出てくるということなんだと思いますけれども、それぞれの関係する各大臣がまずは賛成であるという状況でないと、そもそも一括法というのもつくりようがないと。

ただ、当会議の、言わば総理への答申、ないし意見というのが、当然のことながら、各大臣、あるいは各省庁にとってみれば、いろいろ彼らも当然自分たちの考えていることもあるからいろいろ言いますけれども、総理の言わば諮問機関としての重みというのが当然、

当会議としてあるわけでございまして、そういう重みを、特に小泉総理の重みというのを各省庁も当然感じているということだろうと思います。

そういう中でいかにこれから、さっき鈴木主査、あるいは生田主査がおっしゃったように、具体的なものを、かつ閣議決定に持ち込める。つまり、各省がみんな賛成するようなものに持ち込める中身をいかに濃くしていくかということではないかなと思っておりまして、そういう意味では一括法にするか、しないかというのは、やや本質的にはテクニカルな問題かなということかなと思います。そういう意味では、これから先、議長がおっしゃったように、これからの言わば、闘いという言葉が適当かどうかはわかりませんが、当会議の仕事というのは、むしろこれからの進め方というのが重要なのかなというのが私の理解でございます。

○宮内議長　どうぞ、八代さん。

○八代委員　坂さんが言われたのは、全くそのとおりだと思います。ただ、基本的にどこかの閣僚が反対したら、勿論閣議決定できないのは、これは昔からのことでありまして、そのときにばらばらに任せておくとスピードアップはしないわけですし、期限を切って一括というのは、そういうタイミングをそろえるということの意味は当然あると思うんです。それから、勿論担当省庁が反対するものは出せないのはそのとおりですけれども、そこでやはり調整していく、その材料が今回の中間取りまとめで、特に清家さんの人材のところは、もうほとんど合意しているわけで、あとはタイミングだけである。そのタイミングは一括という枠を縛ることによって労働省が自分たちの審議会を説得できる材料になるという、そういうようなことになるのではないかと。つまり、なぜ有期雇用契約を労働基準法の改正に先駆けて、そこだけやるのかという根拠がないと改定はできないわけで、その根拠を与えるのが一括法なのかなという感じがしますけれども、その辺は坂さんの方が御専門でありますので、余り私は言えませんが、そういうタイミングをそろえるということの意義は大きいと思います。

それから、先ほど飯田代理がおっしゃった、まさに、もう一回しつこくして申し訳ありませんが、どこまで合意したかということの公表の話なんです、もう既に私のところには予約が入っております、あとはどこまで合意したか教えろという予約があって、それで私の福祉のところは、これは教えていいんですか、いけないんですかということ、まず事務的なことを教えていただきたい。それで、もし私が教えたら、その新聞記者は別の支社のところに行って、やはり教えろと言って、結果的に事務局の代わりに全部アンケートして回って、どこまでが合意したかということを出してくると思うので、そのぐらいなら

事務局でまとめて出していただいた方がいいのではないかという、正確を帰するために、その程度のことであります。

○坂政策統括官 まず、最初の方の論点でございますけれども、言わば何て言うんでしょうか、一括法をつくるということが、例えば特に秋にとりあえずとにかく景気も悪いんだし、急がなくてはいかんのだというような事情が仮にあったとして、わかりませんけれども、そういうときにいろんな事情でとにかく急ぐものだけまとめてやろうじゃないのというようなことに仮になったと言うか、そういう可能性というのは確かにあり得ると思います。そういうふうになった場合に、今、八代主査がおっしゃったように、タイミングをそろえる、あるいは、やや放って置けば、少しもうちょっと遅くなりそうなのが、もうちょっと早くしなよというきっかけになり得るという、そういうメカニズムは確かに八代さんがおっしゃったようなことはある得ると思います。

2番目の件でございますが、さっき私が申しましたのは、実はきちんと○、×、△と言うか、きちんと、ここはこういうふうに反対とか、ここはこの意見が違うとか、紙でちゃんとつくろうという努力を実は一応してみたんですが、それを細かくやりますと、ほとんど切りがないということもわかって、それで今日その紙ができていないんですが、あるいは簡略に紙でやろうとすると、実はさっき鈴木主査がおっしゃったように、やや誤解を招くというところもあるかなというような事情もあって紙でつくっていないんですが、そういう事情でございますので、各主査が例えば、新聞記者に聞かれて、私はこういう印象を持って、こういう感じだとかと、私の感じはこういうことだったということをおっしゃっていただくのは毛頭構わないので、ただ、実情は紙できちんとつくるのは難しいということなんです。

○宮内議長 どうぞ、森さん。

○森委員 2つ申し上げたいんですが、1つは、私の関係しております都市再生問題ですと、所管官庁はやりたいんだけど、法務省がだめだとか、法制局はだめだとかというのがかなりあるんですね。そういうのは、この会議で何とかサポートできないか。例えば借地借家法のうちの、せめて借家を再開発の場合は、正当事由ありと認めろという程度の問題は、検討レベルではなくて、やるべきという何かいい方法はないんだろうとか、あるいは強制収用法ですけれども、これの改正も今回は時間がなくて十分に検討されていないんですが、これなしには、土地の有効利用も都市の再生もあつたものではないんです。こういう抜本的な問題で、所管官庁は大いに積極的にやりたいんだけど、これはどこに敵がいるのかははっきりしないところがあるんですが、結局、議会が通らないから出して

も無駄だというような感じがあるんですが、そういうのを何とか、こういう会議がうまく誘導できないんだらうかというふうなことが1つございます。

もう一つは、国民の表現で、余りいろんな使い方があって、私自身も検討すべきというのもあれば、検討を行うべきであるとか、表現が提出すべきであるとか、講ずるべきであるとか、いろいろあるんですけれども、この言葉の定義というんですから、この場合はこういう意味だということを決めておいていただけないだろうか。そうするとおのずから明らかではありませんけれども、これは読んだらわかるじゃないかと、この用語集、つまりこの辞典でも見てくれというような感じで、何とか主務官庁はOKなんだけれども、ほかで反対している案件なんてあるとか、あるいは議会は通りそうもないから、今、検討中なんだあるとか、あるいは選挙の都合上というのは、ジャーナリズム対策としてとか、何とかというのものもあるんじゃないかと、その辺のニュアンスがわかるような表現集みたいなものを決めておいていただくと、私も一々間違えなくていいんじゃないかと思うんですけれども。

○宮内議長 大変数多くの御意見が出まして、それを取り入れて直すとなりますと、これはもう一回大変なことになると思うんですが、私が丸めてしまうのも大変恐縮なんですけれども、貴重な御意見ばかりだったと思いますので、これは今後のこの会議の進め方に十分反映させていくということで、非常に貴重な御議論だったという気がいたしますけれども、この中間取りまとめにつきましては、今から修文したり、○×を付けるということをやると、恐らく、それによって遅れたことのマイナスと、今、こういう不十分な形かもわかりませんが、発表して予定通りやることのプラスと言いますか、それを考えますと、私としましては、この形で出させていただくということにさせていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○森委員 中間取りまとめということですから、私はいいと思うんですが、その次の先ほどの話を伺っていると、12月に取りまとめたんでは、実現するのは再来年だなんていう話になるんでしたら、何かそうならないように、もう少し早くに重要な問題を、今度は何の取りまとめになるのか知りませんが、やっていただきたいなという問題は幾つかあるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○宮内議長 ですから、12月と言いますか、秋以降にお願いするのは、これをきっちりした当会議での意見と言いますか、報告という形で内閣に受け取っていただけるようなところまで詰め切るというのが、この中間取りまとめから次への作業だと思うんです。その間に、また政治情勢によって、あるいは非常に前倒しができるというものがあれば、年内待

たずに何か別のことを考えるということも一つ頭に入れておく必要があるかと思うんです。

したがって、この重点6項目につきましては、この範囲内でできるだけまとめるというのが当会議の秋以降の作業であり、後で申し上げますけれども、それ以外のこれまで取り上げなかった部分の非常に広い分野の新しい項目、あるいは前委員会からの監視をしていく必要があると、全然やっていないではないかというのは実はあるわけです。それをまた見ていただいて、いろいろ御意見をいただくというのが秋からの作業ということになると思います。

どうぞ、佐々木さん。

○佐々木委員 ちょっと私は中間報告ということの位置づけをお聞きしたかったので、今少しわかってきたんですけれども、今日までの急いだ話の中で、それこそ担当省庁との折衝などでかなり引っ込めた部分ということを経済報告の後にも斬新にも取り込んでいく可能性があるのかなと思っていた部分があるんです。

一つ短くお話しすると、保育のことなんですけれども、待機児童ゼロ作戦という言葉も出ていて、今、保育施設をどんどん増やしましょうという傾向にあるわけなんですけれども、結局、いろいろ審議、話をしてみると、保育という言葉も、今日ここで検討とかと言って、用語と言われたように、保育という言葉も既に業界用語で、一般の人たちが子育てと思っていることが保育という言葉になると、これは厚生労働省の管轄ですというふうに文言が変わっていつてしまっていることがあって、保育とか学童とか、幼稚園、諸学校という0歳から中学校前までのところには省も2つに分かれますし、問題が大きいと思うんです。

先週大田区の学童保育指導要綱というのが、大田区の保護者、私のサイトにも意見が来たので調べてみたんですが、大田区の認可保育園に行っている保護者のお母さんに配られたものがあるんですけれども、ここに例えば学童保育所に通う児童は、日中家庭から放置され、正常な生活の場と保護者の適切な看護や十分な愛情を得られないため、それによって起こるさまざまな欲求不満から不健全な遊びや、反社会的な行為に走りやすい。また、このような状態が継続することによって情緒不安や、孤独癥に陥り、あるいは放浪者や、活動過多症、落ち着きのなさを呈するなど、その人格の形成の上でも好ましくない影響を生じることが少なくないと、こんな文章が大田区の児童部から保護者に向けて配られて、これをもらった保育園のお母さんは、勿論、皆さん激怒して、学童保育はこれのためにあるので、そんなかわいそうな子どものために、温かい家庭的な雰囲気をつくりましょうというふうには書いてあるわけなんですけれども、こういう文章が書かれてしまうと、そのお母

さん方の意見は、もう保育園とか学童とか名前の付くところに行きたくないというわけです。

この話は、ここで持ち上げることではないと思うんですが、中間取りまとめに入れるには余りには大きな問題で摩擦が大きかったがために、私も随分意見を申し上げたんですが、勿論採用されず今に至っているんですが、もしこの中間報告の後に、12月に向けて、こういった新しい、入れたかったんだけど、この時期の中では入れ込むことができなかった。でも、私からすると、非常に大きな問題だと思うんですけども、こういったことを提案できる機会は与えられるのでしょうか。

○宮内議長 私がお答えすることかどうか、よくわかりませんが、恐らくそれはイエスカノーかといったら、イエスだと思うんですが、やはり過去の議論で、それが入れなかったということは、秋口になって入れる客観情勢ができたのであればいいんだけども、もっともっとやはり深い問題が根にあると。そうすると、やはり3か年計画で、来年ももう一回粘り強く出していくというようなことで動かしていかないと、過去の例では、何度も同じことを言ってもすぐに動かないと、だから、2年目、3年目、前身の委員会から言うと、10年言っても全然動かない部分もあるわけですから、それよりも恐らく緊急の我々のやるべきことは合意に非常に近付いているこれを、できるだけ前向きな合意をして実行していくということが重点6項目に対する、この会議のより大きな責任ではないかというふうに思います。

○佐々木委員 ここで論議するのはあれなんですけれども、保育という言葉自体が、ここまで業界的になっていって、一般のニーズとか、現状とかなり懸け離れているわけです。それを私もわかっていたら、中間報告にもうちょっと入れ込む努力や文言のことで交渉したと思うんですけども、それを知らなかったんです。ですから、私はこれが別に秋に話せる機会があるのであれば、それはいいと思うんですけども、ただ中間報告というか、取りまとめが特に私は保育のところでは申し上げているんですけども、このままの文言だけで推し進められるとよくないと思っております。

○宮内議長 それは、これからお話ししようと思います。今後のスケジュールの中で一般の重点項目以外のすべてをカバーしている項目の中で、やはり福祉等というようなところの、これは佐々木さんも入っておられますけれども、この中で拾い上げるということは十分可能性があると思います。ですから、この中間取りまとめにつきましては、これをまとめるといっていただくということが一番重要なことではないかと私は思うんです。

○坂政策統括官 八代主査の考えが大事だと思うんですけども、私の得ている印象は、

今、御指摘になってようなことは実は、今日、お手元にある福祉保育分野の「問題意識」のところに、例えば憲法89条の話が書いてありますけれども、あるいは契約という発想というようなことが書いてありますね。という発想と基本的に同じ発想の話ではないかという気がしていたんですけれども、かつ今おっしゃったようなことを、例えば今後、中間報告ですから、こういう議論になるということは当然あり得ることだと思います。

○村山委員 今の宮内議長の話に異を唱えるわけではないんですけれども、確かに今出てきた中間取りまとめをインプリメンテーションするのが最大重要項目だということは理解しておるんですが、ただ実際に始まってからたった2か月しなかったわけですよ。実質1か月ぐらいしか話せなくて、省庁とのすり合わせもできない。こちらの方でもデータとしてカウンターパンチのできるようなデータが集められないこともあったので、私としては、こちらの中に今回はあえて外したけれども、9月に向けてやりたいことというのは、都市再生の委員の中でいっぱいあるわけです。余り広がり過ぎてインプリメンテーションできないのは、それは問題で、それは主査の責任でちゃんとやりますけれども、やはり今回あえて取りこぼしたのもやらせていただくというようなことは、一応宮内議長の方で納得していただきたいと思っているんですが。

○宮内議長 私も是非やっていただきたい。その代わりに、これは全部取っていただくと、それからプラスあれば非常に大歓迎です。

○村山委員 ただ、やはりこれだと消化不良な部分というような、落とした部分が各委員の中にありますので、これでいっちゃっていいのかというのが各委員の中にあると思うんです。だから、これだけと言われちゃうと、そこでなえてしまうと言うか。

○宮内議長 訂正いたします。それは確かに時間的に正味2か月でしたから、よくここまでできたということだと、夏の間には十分御勉強いただいて、追加をやっていただくということをお願いします。

鈴木さんどうぞ。

○鈴木委員 ですから、決まっておるのは幾つかあるんですよ。本当にやりますという、もう少し議論させてくださいもありなんでしょうけども、しかし、方向性はこれで結構だということであれしておるのがあるのだから、しかも、これは今回は閣議決定を前提としていなかったわけですね、途中から変わった。行革委員会するときには、これは閣議決定しますよとあなたが言った文言は一々調書に取られて証拠になって、そのまま3か年計画の中に入りますよというふうにノーティスして、それで我々は議論をして納得を得ていったんです。

そのプロセスを経ていないから、こちら側の方はOKと言ったからうれしがっていても、向こうの方は閣議決定に掛からないんだから、例によって審議会の1つの仰せかというふうにとっている甘いところもないわけではないと思いますよ。

だから、私はやはり決まっておるものは決まっておるものとしてはっきりやるというので、しかも早く手付かないといけないのがあるから、例えば12月ごろなんて言っていると、法律をつくるのに来年に間に合わないという話があるから、10月くらいに決まっているものは決まっているもの、それから議論があるけれども、方向性は方向になっているけれども、これは引き続いて検討するものは検討するもの、それは例えば株式会社の参入を認めさせるまでに、そう1年や半年でできる話では私はないと思うんです。最後に行き着くところだから。だから、そこまで3年以内にいくのはやるけれども、しかし、そういうことを繰り返すことによって、要するに同じことを書くと思うんです。株式会社の参入については引き続き廃止の方向で検討するという同じことを書く。だけれども、これは積み重ねていくことが大事だというふうに思うんです。

ですから、まず決まっているものは、8月明けでも構わないから、そういうもので出して、閣議決定をとにかくやってもらおうと、その持つ意味というのは役人が知っておるんであって、我々の方は閣議決定が決定しないのに文章でも打ったら、そこら辺は今日は遠慮しておこうだなんて話になっちゃうわけですから、だから、そこは10月にさっきの一括法案ではないし、それから八代さん、1つだけの問題でということをおっしゃるから、それはそうだけれども、だからそうしたら10月ぐらいにそういうのを出して、それで12月には更に深追いして、要するに本年度でできる限りのもの本年中にできる限りのものはやっていくということを繰り返していくことではないかというふうに思いますけれども。

○宮内議長　そういうやり方が取れるかどうかにつきまして、これはできるだけまた大臣の御意向も聞きながら、2度閣議決定するというようなことは、今までやったことがなかったわけですが、非常にいい御提言だと思いますので、これはこの夏休み中にもやり方につきまして、また考え直して皆様に御相談させていただくということでよろしゅうございませうか。そういうことで引き取らせていただきまして、病院の株式会社参入と、私は3年も待てないというふうに思っております。そこはちょっと意見が違うんですけれども。

あとは御意見はございませぬでしたら、とりあえずこういう形で重点6分野に関する中間取りまとめを発表させていただくということで御了解賜りたいと思います。ありがとうございました。

次に、先ほど申しました、この際、決意表明ではございませんが「中間とりまとめに当たって」ということで「議長談話」というものを発表させていただきたいというふうに思っております。これは、国民に対するメッセージということで本当に簡単なものをつくったわけでございますけれども、ちょっと読んでいただけますか。

○長屋次長 中間取りまとめに当たって「資料2」とございます。

「本日、中間とりまとめを行った重点6分野は、従来公的主体等がその主たる担い手として市場を管理してきたものであり、いわゆる経済的分野と比べてこれまで改革が遅れ、個々の規制改革にとどまらず、制度・システム全体の改革が課題となっています。

こうした分野について、中間的にではありますが、当会議の問題意識、検討の方向性、改革への取組姿勢を明らかにしつつ、できるだけ具体的な施策についてもとりまとめることができました。この間の関係各位のご協力に深く感謝申し上げます。

規制改革は、小泉総理の提唱される構造改革の具体策として極めて重要な課題であり、この中間とりまとめは我々として改革への強い決意をもってまとめたものです。今後、この中間とりまとめをベースにとり、さらに論議・検討を加え、その実現を図ることにより、『民間でできることは、できるだけ民間に委ねる』という原則に沿った改革の実を挙げ、消費者・生活者本位の経済社会システムの実現を目指したいと考えています。

国民の皆様の変わらぬご理解とご支持をお願い申し上げます」。

○宮内議長 というものを発表させていただきたいと思いますが、特に御意見ございませうでしょうか。御異論がなければそのような形で、この会議が終わりました後、記者発表をさせていただきたいと、このように思います。

それでは、時間が迫ってまいりましたが、次の議事に移りたいと思います。

先ほど申し上げましたように、重点分野の検討とともに、3か年計画の分野につきましてのフォローアップをするということも重要な任務ということでございます。そのため、秋以降、これが重なってくるということで、かなりハードなスケジュールになってしまわざるを得ないということでございますが、そのスケジュールの概略を事務局で作成していただきましたので、御説明をお願いしたいと思います。

○岡本審議官 それでは、お手元の「資料3」でございますけれども「今後のスケジュール（イメージ）」という資料をごらんいただきたいと思います。一応、大きく全体を3つに分けてございまして、全体会議としてお進めいただくこと。それからワーキンググループベースで、重点検討分野でお進めいただくこと。それから、今、議長からお話がありました3か年計画のグループということでございます。

まず、全体会議の方でございますけれども、中間取りまとめを受けました後、夏休み明けになります。ヒアリングをやりたいと思っております。これは既に関係団体の方から意見を聞いて欲しいというふうな要望があったものもございますし、我々として必要ではないかと、事務局として考えるものもあるわけでございますけれども、ここにありますような関係団体、あるいは、経団連さんのような経済団体、あるいはアメリカ、EU等の外国、勿論その関係省庁等でございます。

特にその関係団体のようなものにつきましては、こういうクローズのミーティングではなくて開かれた形、具体的に言いますと、プレスも立ち合っているような形で開くのも一案ではないかと思っているわけでございます。

こういうふうなヒアリングを重ねた後でフォローアップ、今、いろいろ御議論も出ておったわけでございますけれども、フォローアップの審議をしていただきまして、後で申します3か年計画の検討状況と併せまして、年末に正式な会議の意見として取りまとめをいただき、それを年度末の3か年計画の改定に反映させていたというのが一つの流れかと思っております。

重点検討分野は、今、申し上げたこととたなりダブりますけれども、全体会議でやること以外にもワーキンググループとしての論点整理なり、あるいはヒアリングをやっていただく、あるいは各省庁の折衝もやっていただくという作業になるかと思えます。

3か年計画の方でございましてけれども、これは今までそういう意味では特に動きはなかったわけでございますけれども、これから準備作業の方を行いまして、論点整理ですとか、あるいは関係団体のヒアリング、更にはフォローアップということと言いますと、既存の3か年計画はどのようなふうに各省庁で実施されているかというような調査をする必要がございます。この辺は事務局の方で一括の調査をさせていただきます、その辺をとりまとめて御審議いただく。

それから、委員の御意見等もあるかと存じますが、新規提案等についても御検討をいただき、これについても各省庁とのヒアリング、折衝ということが必要になってまいります。これを先ほどの全体会議の流れと合わせて年末に取りまとめていただくということでございまして、1枚めくっていただきますと、既にお忘れの方もいらっしゃるかもしれませんが、3か年計画の分担という、一番最初か2回目の会議だと思っておりますけれども、一応ごらんいただいておりますように別紙のとおりに決まっております。その前提でいろいろと事務局としても御協力させていただきたいと思っております。いろいろとお世話になると思いますがよろしくお願いいたします。

○宮内議長 3か年計画の分担でございますが、これは重点分野と重なっていないところとしまして、例えば「IT」とか、「競争政策」「法務・金融」「農林水産業・流通」「エネルギー・運輸」、それから「基準認証・資格制度」等、全く今まで取り上げていなかった分野もございます。そして、その辺りにつきましては、フォローアップだけでいいのかと言いますと、実は私の感想でございますけれども、各分野ともまだ規制の壁でなかなか前身委員会で突き破ることができなかつたなかり大きなものも含まれております。決してこのところはクリアーになっていると、だから重点分野を取り上げたということでは全然ないというのが私の印象でございますので、監視というフォローアップだけではなく、この中でなかなか余力はないかもわかりませんが、できるだけインパクトのあるテーマをもし絞り込むことができれば、非常にこの会議としては成果が出るというふうに思います。そういう意味で事務局の過去のデータ等も参考にさせていただきまして、恐れ入りますが、夏休み中に十分御勉強いただくということをひとつお願いできればなというふうに思っております。

以上につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

どうぞ、鈴木さん。

○鈴木委員 3か年計画の方ですが、早く事務体制を組んでいただきたいと思います。現実には、例えば基準がいよいよできてきてタクシーの問題なんていうのも起こってきておるわけです。それを手伝ってもらおうと思っても、テンポラリーにやってもらいましたけれども、まだ、事務の体制を早く組んでいただきたいと思いますということをお願いしておきたいです。

○宮内議長 ひとつその点はよろしく願いいたします。

○坂政策統括官 あと、事務局の方で、それぞれの13分野の担当は決めてありますけれども。

それで、今のリストの御担当の委員の方に、この分野は事務局はだれが担当ですということをお連絡を申し上げるようにします。

○宮内議長 よろしゅうございませうか。それでは大変御苦勞様でございますけれども、二重の労働になりますけれども、何分よろしく願いいたします。

9月以降の会議スケジュールにつきましては、皆様方の御都合のよい日をできるだけ確認いたしまして、次回の会議の日時等につきましては追って事務局からお伝えしたいと思っております。

それでは、石原大臣からコメントをちょうだいしたいと思います。

○石原規制改革担当大臣 委員の先生方におかれましては、本当に短時間の間に、これだ

けのものをおまとめいただきまして、私も心から感謝を申し上げたいと思います。また、委員の中には十分ではない、不十分だ、こんなんでいいのかという思いもおありかと思いますが、これも私の政治経験と、ジャーナリストをしていた経験からして、これだけのものをこの短期間にこれだけおまとめになられ、これを発表するという事は、これまでの常識では実は考えられないし、小泉内閣でなかったら私も考えてしまうような部分がある。それだけこれまでタブーと言われてたものに切り込んでいただいているような気がいたします。その点、御理解をいただきまして、先ほど宮内議長からお話ございましたように、合意できているものはどしどし主査の方が記者の方に語っていただいて、そしてまた抵抗の強い分野は、こういうところを全くへ理屈で反対しているという話もどんどん委員の方にしていっていただいて論議を深めていっていただきたいと。

また、先ほど八代委員から御指摘がございました一括法につきましても、この重点6分野、早急にやらなければならないものも多々ございますので、これは各省庁との秋以降の調整の具合を見計らいまして、また秋の国会等の情勢を見計らいまして可能なのか、可能ではないかというようなことも十分検討、検討という言葉はもう使えませんが、採用というと僭越でございますけれども、十分すばらしい案として受け止めさせていただきたいと考えております。

どうも先生方、本当にありがとうございました。

○宮内議長 最後になります、1点だけ報告するのを忘れましたが、昨日は石原大臣と私とで総理にお目に掛かりまして、中間取りまとめの様子を御報告いたしました。非常に力強い励ましのお言葉と、それから委員の皆様方に対してねぎらいと感謝の言葉をちょうだいしております。お伝えしておきます。

それでは、本当に2か月間、大変早朝から夜遅くまでお働きいただきまして、しばらくお休みいただくということでございますけれども、また秋口に体力を蓄えて、是非お元気に顔を見せるということにさせていただきたいと思います。

どうも、本当に今日はありがとうございました。